Ｂ　当該合併市町村に係る地方交付税法第10条第３項本文の規定により令和５年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。

［略］

［２　略］

３　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在において全てなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ地方交付税法第十条第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた普通交付税省令附則第十九条の十六第十項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第四十九条の規定をもつて算定した基準財政需要額が普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

（Ａ－Ｂ）×α＋Ｂ

（Ａ－Ｂ）が負数となるときは、（Ａ－Ｂ）は０とする。

算式の符号

Ａ　地方交付税法第10条第３項本文の規定により令和５年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた普通交付税省令附則第19条の16第10項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ａに同じ。

Ｂ　地方交付税法第10条第３項本文の規定により令和５年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた同法附則第６条の３の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。

［略］

［４　略］

（雑則）

第四条　この省令に定めるもののほか、法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法については、地方交付税法附則第六条の三に規定する令和五年度における基準財政需要額の算定方法の特例に係る控除額の算定方法の例による。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第八十九号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、令和五年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

令和五年十二月八日

総務大臣　鈴木　淳司

令和五年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令

令和五年十二月において各地方団体に対して交付すべき地方交付税の額は、地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により十二月に交付すべき額に令和五年度において各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額から既に交付した普通交付税の額を控除した額を加算した額とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

Ｂ　当該合併市町村に係る普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。

［同左］

［２　同上］

３　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在において全てなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ普通交付税省令附則第十九条の十六第十項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第四十九条の規定をもつて算定した基準財政需要額が普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

（Ａ－Ｂ）×α＋Ｂ

（Ａ－Ｂ）が負数となるときは、（Ａ－Ｂ）は０とする。

算式の符号

Ａ　普通交付税省令附則第19条の16第10項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ａに同じ。

Ｂ　地方交付税法附則第６条の２の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。

［同左］

［４　同上］

（雑則）

第四条　この省令に定めるもののほか、法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法については、地方交付税法附則第六条の二に規定する令和五年度における基準財政需要額の算定方法の特例に係る控除額の算定方法の例による。